

岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しに係る新旧対照表

新（改正後）

旧（改正前）

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和3年12月

岩倉市

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

平成28年12月

岩倉市

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本市は、愛知県西部に広がる濃尾平野のほぼ中央に位置し、総面積 1,047ha の県下の市部の中では最小規模の都市近郊地域である。

濃尾平野に連なる平坦な地形で、沖積層からなる肥沃な土壌を生かし多種多様な農作物が生産されており、主要作物は水稻をはじめ、露地野菜ではネギ、カリフラワー、施設野菜では水耕ミツバ、水耕トマト、花きでは施設カーネーションなどである。

近年、施設栽培が盛んに行われ、ラック方式や色彩選別機など最新設備を備えた JA 愛知北岩倉ライスセンターが新設されるなど、着実に農業の近代化が進んでいるが、一方で農業後継者の不足及び農業従事者の高齢化が深刻な課題となっている。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造は、全般的には農業後継者の不足及び農業従事者の高齢化により、販売農家が平成 17 年度 249 戸、平成 22 年度 204 戸、平成 27 年度 165 戸、令和 2 年度 114 戸（農林業センサスより）と年々減少している状況である。

こうした状況下において、農地所有者の農地の資産的保有傾向が強く、農業の担い手への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、今後兼業農家の高齢化が深刻化する中で、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 農業経営の目標

本市は、2 の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和 12 年度に向けて農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を実

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本市は、愛知県西部に広がる濃尾平野のほぼ中央に位置し、その立地条件を生かして稲作・露地野菜を主体とする農業生産が行われ、名古屋市を中心とする東海地方の農産物供給地としての役割を担ってきた。昭和 39 年から始まった土地改良事業により、基盤整備が完了し、大型機械の導入が可能となるとともに、経営の近代化を目指す農家においては、施設園芸が盛んになっている。

今後、都市近郊農業としての特色を生かし、施設園芸における収益性の高い作目、作型の導入を担い手農家を中心に図ることとする。また、水稻を中心に経営規模の拡大を志向する農家については、農地の集積を進めつつ、農業の発展を目指す。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の現状及び見通し

本市は、昭和 30 年代の高度経済成長政策をきっかけに住宅・都市整備公団岩倉団地の進出をはじめ名古屋市のベッドタウンとして急激な都市化が進んだ。これに伴い、農業構造は大きく変化し、農地面積の減少と他産業への就業機会の増加が農家の兼業化に拍車をかけ、農業者の高齢化によって農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模の拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、平成 37 年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に

実践する経営体を育成するとともに、既に効率的かつ安定的な農業経営の水準に達している経営体についても、さらなる経営基盤の強化を推進していくこととする。

具体的な経営の目標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、次表のとおりとし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・強化を図るとともに、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

表 効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	<u>主たる従事者1人当たり 概ね300万円</u> <u>基幹経営体※当たり 概ね600万円</u> ※基幹経営体 農業規模等から、他産業と比べ遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定）	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	<u>主たる従事者1人当たり 概ね250万円</u>	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

（1）効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、

表 効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	<u>基幹経営体 概ね800万円</u> 年間農業所得は、主たる従事者2人（主たる従事者1人当たり400万円）を想定して示している。	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	<u>概ね250万円</u> 地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

（文章を分割し、（1）～（7）を新設）

~~本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、~~農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

土地改良区、県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者やその生産組織及びこれら周辺農家に対して本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について判断を行うこと等により選択が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

また、農地等を次世代の担い手に確実に利用されるために、親元就農や第三者継承の場合は、事業の計画的な継承が必要であり、雇用就農の場合は労務管理や雇用に関するコンプライアンスの知識が必要である。いずれにしても、経営の現状を把握して計画的に営農を進めるため、経営分析や経営計画の作成、雇用に関する知識の向上などについて、中小企業診断士等の専門家派遣などを活用して経営改善を支援する。

（２）農用地の利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、**農地中間管理事業（農地中間管理**

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者やその生産組織及びこれら周辺農家に対して本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について判断を行うこと等により選択が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

（追加）

（新設）

~~なお、~~農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

農用地の利用集積を進めるに当たっては、**農地利用集積円滑化事業（法第 4 条第 3 項）**

事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

（削除）

（3）農業生産の高効率化・高収益化の推進

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県尾張農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

（4）生産組織の育成と法人化等の推進

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、特定農業法人や特定農業団体の設立も考慮しつつ当該組織の協業化、法人化を進める。

（5）遊休農地*の解消の推進

農業従事者の高齢化等により、近年、増加傾向にある遊休農地については、農業委員会が行う農地利用状況調査（農地パトロール）及び遊休農地の地権者への利用意向

の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

~~特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。~~

（新設）

~~さらに、このような~~農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県尾張農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

（新設）

~~また、~~生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、特定農業法人や特定農業団体の設立も考慮しつつ当該組織の協業化、法人化を進める。

（新設）

調査の結果をもとに、農地の現況把握及び情報の整理を行い、農業委員会や愛知北農業協同組合と協力し、遊休農地の解消に向けた取り組みを促進する。

更に、今後遊休農地化するおそれがある農地情報を適切に把握し、農地中間管理事業を活用し、認定農業者への利用集積を図ることで、遊休農地の未然の発生防止にも努める。

※遊休農地

農地法第 32 条第 1 項において「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」。

(6) 女性農業者の地域農業への参画の促進

本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定*の締結を通して経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討会等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

※家族経営協定

農業経営に携わる全ての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めたもの。

(7) 農業経営改善計画認定制度を活用した認定農業者への重点的な支援

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置について

(新設)

~~さらに、~~本市内~~の~~農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討会等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

(追加)

(新設)

~~特に、~~法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地~~利用のこれら~~認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置に

も認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（３年目）及び満了年（５年目）を迎える認定農業者に対し、効率的かつ安定的な農業経営の実現のため、計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

（８）農業経営の円滑な継承の促進

農業経営の円滑な継承のため、農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）、尾張農起業支援センター（愛知県尾張農業改良普及課内に設置）と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進する。

５ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（１）新規就農の現状

本市の直近３か年（平成 30 年～令和 2 年）において１人の新規就農者を確保することができた。従来からの主要作物である水稲及びカリフラワーの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、引き続き地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間 200 人を踏まえ、本市においては年間１人の新規就農者数の確保を目標とする。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（３年目）及び満了年（５年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

（新設）

５ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（１）新規就農の現状

本市の平成 2 7 年の新規就農者は 0 人であり、過去 5 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稲及びカリフラワーの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間 210 人を踏まえ、本市においては年間１人の新規就農者数の確保を目標とする。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県尾張農業改良普及課や愛知北農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。	第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県尾張農業改良普及課や愛知北農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の<u>基本的指標</u> <u>(巻末「営農類型」参照)</u> 第1に示した農業経営基盤強化の目標実現のため、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示す。 主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得 600 万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上 <u>(目標所得約 1,000 万円)</u> を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第1に示した農業経営基盤強化の目標実現のため、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示す。 主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。 -(巻末参照)-
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の<u>基本的指標</u> <u>(巻末「営農類型」参照)</u> 第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺地域で展開されている優良事例を踏まえつつ、受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い本市における主要な営農類型を示す。	第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺地域で展開されている優良事例を踏まえつつ、受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い本市における主要な営農類型を示す。 -(巻末参照)-
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 <u>その他農用地の利用関係の改善に関する目標</u>

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標を農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が 市全体の農用地の利用に占める面積のシェア	60%
--	-----

- (注1) シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。
- (注2) シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

2 効率的かつ安定的な農業経営における集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権設定等促進事業や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プランの実質化でまとめられた地域の方針・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、

(新設)

~~1~~ ~~上記~~第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
概ね50%以上	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営における集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権設定等促進事業や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施を通じて、効率的且つ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、

土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方針に則しつつ、本市の農業の地域特性である複合経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市の農業の地域特性である複合経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、市内各地区の特性を踏まえてそれぞれの地区で重点的に実施するものとする。

(削除)

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の①から⑤までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、①、②及び⑤に掲げる要件のすべて）を備えること。

① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③ その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

④ その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

⑤ 所有権の移転を受ける場合は、上記①から④までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るた

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

~~なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。~~

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化

めに必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(削除)

(イ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の (ア) の① 及び ② に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、① に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

~~イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の アの (ア) 及び (イ) に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア) に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構、~~法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体~~又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは~~農地利用集積円滑化団体~~又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、イの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ ア から オ に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、~~農地利用集積円滑化団体~~、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ① から ⑤ に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利

用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

（ア） 当該開発事業の実施が確実であること。

（イ） 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ） 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

ア 本市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

① 本市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

(削除)

エ アからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、(5)のイからエの規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利

(5) 要請及び申出

① ~~岩倉市~~農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 当市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

~~④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。~~

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出

用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、アのウに掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用者が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

②利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用者が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

（ア） その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

（イ） その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下「規則」という。）第１６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市の長に報告しなければならない旨

（ウ） その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- ① 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ② 原状回復の費用の負担者
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）のイに規定する土地ごとに（７）のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下「規則」という。）第１６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ） 原状回復の費用の負担者
- （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意

を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めるとき又は、(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めるとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、アの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものと

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 岩倉市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。岩倉市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求める

する。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地に存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。））を除いた市全域を区域として、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、各機関及び団体が有する個人データについて、特定の者との間で共同して利用できるようア共同利用する旨、イ共同して利用される個人データの項目、ウ共同して利用する者の範囲、エ利用する者の利用目的及びオ開示等の求め及び苦情の受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、本市及び農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

とともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地に存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。））を除いた市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、各機関及び団体が有する個人データについて、特定の者との間で共同して利用できるよう①共同利用する旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤開示等の求め及び苦情の受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、本市及び農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について、本市の認定を受けることができる。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について、本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のアのエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

<u>(ア)</u> 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 <u>(イ)</u> 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 <u>(ウ)</u> 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 <u>ウ</u> 本市は、<u>(ア)</u>に規程する事項が定められている農用地利用規程について（５）の<u>(ア)</u>の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の<u>(イ)</u>に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の<u>(ア)</u>の認定をする。 <u>(ア)</u> <u>イの(イ)</u>に掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 <u>(イ)</u> 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 <u>(ウ)</u> <u>イ</u>で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外の権現に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。 <u>(エ)</u> <u>イ</u>で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。 （７）農用地利用改善団体の勧奨等 <u>ア</u> （５）の<u>イ</u>の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団	<u>ア</u> 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 <u>イ</u> 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 <u>ウ</u> 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 <u>③</u> 本市は、<u>②</u>に規程する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の<u>②</u>に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の<u>①</u>の認定をする。 <u>ア</u> <u>②のイ</u>に掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 <u>イ</u> 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 <u>ウ</u> <u>②</u>で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外の権現に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。 <u>④</u> <u>②</u>で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。 （７）農用地利用改善団体の勧奨等 <u>①</u> （５）の<u>②</u>の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団
--	---

体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあたっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、（５）のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、協議会（これらの機関・団体）との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあたっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、協議会（これらの機関・団体）との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、そ
の調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農
地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様

度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農起業支援ステーション、尾張農起業支援センター、愛知北農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修先、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県尾張農業改良普及課、農業委員、農業経営士、愛知北農業協同組合等と連携・協力して、交付対象者のサポー

等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

尾張農起業支援センター~~（愛知県尾張農業改良普及課内に設置）~~、JA 愛知北などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修先、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県尾張農業改良普及課、農業委員、農業経営士、JA 愛知北等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研

ト体制を確立し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。商工会、野菜の広場運営協議会及び JA 愛知北産直センター岩倉店とも連携して、野菜の広場や産直センター等への出荷のアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導支援に限らず、愛知県尾張農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援ステーション及び尾張

修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。商工会や野菜の広場運営協議会とも連携して、野菜の広場等への出荷のアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる~~「営農指導カルテ」を活用した~~指導に限らず、愛知県尾張農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については尾張農起業支援センター~~（愛知県~~

農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策の連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備その他関連事業の推進に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件の整備を図る。

イ 本市は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 本市は農業集落排水事業の実施を推進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

カ 本市は、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた「人・農地プラン」により、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

キ 本市は、農地中間管理事業により、人・農地プランに定められた担い手への農地集積を实践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、関係機関と一体になって推進する。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

~~尾張農業改良普及課内に設置~~、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県尾張農業改良普及課、JA組織、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策の連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備その他関連事業の推進に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件の整備を図る。

イ 本市は、強い農業づくり交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 本市は農業集落排水事業の実施を推進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(新設)

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、協議会の機能を活かし農業委員会、愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、2030年度に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

① 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

(削除)

本市は、協議会の機能を活かし農業委員会、愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、平成 37年度に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第5—農地利用集積円滑化事業に関する事項

1—農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

~~本市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行することで、農地が大きく供給される一方で相続による農地所有者の分散化や遊休地化が進行する恐れもある。~~

~~このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。~~

~~農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体は、こうした課題~~

	を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の積極的、且つ公平な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること等の条件を満たす者が実施するものとする。 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 ① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和 47 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。））を除いた本市全域を対象として行うことを基本とする。 ② 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。 なお、本市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。 ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、本市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 （1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。 ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
--	--

	ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項 イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項 ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項 ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項 ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項 イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項 ウ 農用地等の管理に関する事項 エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項 ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項 ④ 事業実施地域に関する事項 ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項 (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。 ② 本市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容及、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア 基本構想に適合するものであること。 イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
--	---

	エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 （ア）農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 （イ）農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 （ウ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 （エ）（ア）から（ウ）に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 （オ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 （カ）農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。 （キ）規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。 ③ 本市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
--	---

	④ 本市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の掲示板への掲示により公告する。 ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。 ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。 （３）農地利用集積円滑化事業規程の取消し等 ① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。 ② 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。 ② 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、（２）の①の規定による承認を取消することができる。 ア 農地利用集積円滑化団体が法第４条第３項第１号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第２号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。 イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。 ④ 本市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本市の掲示板への掲示により公告する。 （４）本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。 ① 本市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、２に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができ
--	--

	るものとする。 ② 本市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、本市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。 ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。 ④ 本市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。 ⑤ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の掲示板への掲示により公告する。 ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。 (5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方 農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業はともに、担い手への農地の集積・集約化を図る事業であることから、利用権の設定等を行おうとする者の希望や地域の状況、活用できる補助金制度等を勘案し、必要に応じて農地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と調整し、適切な事業を行うこととする。 (6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。 (7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方 ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。 ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契
--	--

	約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。 ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。 イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。 ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。 ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。 ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。 この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。 （８）売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準 ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
--	---

第6 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。	② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。 （9）研修等事業の実施に当たっての留意事項 ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。 ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。 ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。 （10）他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、愛知県尾張農業改良普及課等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。 第6 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。
---	--

附 則

この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月6日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月6日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月21日から施行する。

(追加)

別紙 1（第 4 の 1（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（削除）

（1） 農業協同組合法第 7 2 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）（対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

（削除）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

別紙 1（第 4 の 1（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

~~（1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。） 農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）~~

~~○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合~~
~~・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項~~

~~○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合~~

~~・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること。~~

（2） 農業協同組合法第 7 2 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（~~それぞれ~~対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

~~○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合~~
~~・・・法第 18 条第 3 項第 2 号ハに掲げる要件~~

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

（1） 存続期間（又は残存期間）

ア 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。

ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

ウ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

（2） 借賃の算定基準

ア 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

エ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に

別紙2（第4の1（2）関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

1 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。

ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

（2） 借賃の算定基準

1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に

換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。

(3) 借賃の支払方法

ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。

イ アの支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。

ウ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

(4) 有益費の償還

ア 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

2 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設

換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。

③ 借賃の支払方法

1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。

2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。

3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借

定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間（又は残存期間）

1 の (1) に同じ。

(2) 借賃の算定基準

(削除)

ア 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

イ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1 の (2) の ア と同じ。

(3) 借賃の支払方法

1 の (3) に同じ。

(4) 有益費の償還

1 の (4) に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間

1 の (1) に同じ。

(2) 損益の算定基準

ア 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）からの農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

イ ア の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

(3) 損益の決済方法

1 の (3) に同じ。この場合において 1 の (3) 中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃

による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の ① に同じ。

② 借賃の算定基準

~~1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。~~

2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の ② の 3 と同じ。

③ 借賃の支払方法

I の ③ に同じ。

④ 有益費の償還

I の ④ に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

I の ① に同じ。

② 損益の算定基準

1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）からの農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

I の ③ に同じ。この場合において I の ③ 中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃

貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(2) 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(3) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

新（改正後）

営農類型

（１）第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
ト マ ト 専作経営	<経営面積> 施設 40a <作付面積> 促成 20a 半促成1 20a 半促成2 20a 抑制 20a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 0.7人	<資本装備> ・ビニールハウス ・作業場 ・トラック ・軽トラック ・トラクター ・選別機 ・暖房機 ・動力噴霧器 <その他> ・作型の組合せによる高品質化・安定生産 ・規格の簡素化による出荷の省力化 ・省力化技術の導入 ・環境制御技術の導入 ・購入苗の利用	・管理会計*の導入 ・雇用管理の徹底 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・家族経営協定の締結 *管理会計 簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てるよう にすること。 （以下同様）	・家族経営協定の締結に基づく休日 制の導入 ・給与受給者（短時間） の安定確保
<u>（削除）</u>				

旧（改正前）

営農類型

（１）効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
ト マ ト 専作経営	<経営面積> 施設 40a <作付面積> 促成 20a 半促成1 20a 半促成2 20a 抑制 20a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 0.7人	<資本装備> ・ビニールハウス ・作業場 ・トラック ・軽トラック ・トラクター ・選別機 ・暖房機 ・動力噴霧器 ・養液土耕栽培装置 <その他> ・作型の組合せによる高品質化・安定生産 ・規格の簡素化による出荷の省力化 ・省力化技術の導入 ・環境制御技術の導入 ・購入苗の利用	・管理会計*の導入 ・雇用管理の徹底 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・家族経営協定の締結 *管理会計 簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てる ようにすること。 （以下同様）	・家族経営協定の締結に基づく休日 制の導入 ・給与受給者（短時間） の安定確保
ナ ム ス 専作経営	<経営面積> 畑 50a <作付面積> 施設（促成） 35a 露地（夏秋） 15a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 1.2人	<資本装備> ・ビニールハウス ・作業場 ・トラック ・軽トラック ・トラクター ・管理機 ・暖房機 ・炭酸ガス発生機 ・動力噴霧器 ・養液土耕栽培装置 <その他> ・購入苗の利用 ・規格の簡素化による出荷の省力化 ・省力化技術の導入	・管理会計の導入 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日 制の導入 ・給与受給者（短時間） の安定確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
キュウリ 専作経営	<経営面積> キュウリ 30a <作付面積> ビニールハウス 30a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・ビニールハウス ・動力噴霧器 ・トラクター ・暖房機 ・選別機 ・トラック ・無人防除機 ・自動カーテン <その他> ・購入苗の利用 ・規格の簡素化による出荷の省力化 ・環境制御技術の導入	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保 ・苗生産の委託
水耕ミツバ 専作経営	<経営面積> ミツバ 50a <作付面積> 硬質フィルムハウス 50a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・硬質フィルムハウス ・動力噴霧器 ・トラック ・無人防除機 ・暖房機 ・自動カーテン <その他> ・生産管理の向上による高品質・安定生産 ・環境制御技術の導入 ・調製作業の機械化	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
キュウリ 専作経営	<経営面積> キュウリ 40a <作付面積> ビニルハウス 40a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・ビニールハウス ・動力噴霧器 ・トラクター ・暖房機 ・選別機 ・トラック ・無人防除機 ・自動カーテン <その他> ・購入苗の利用 ・規格の簡素化による出荷の省力化	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保 ・苗生産の委託
水耕ミツバ 専作経営	<経営面積> ミツバ 40a <作付面積> 硬質フィルムハウス 40a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・硬質フィルムハウス ・動力噴霧器 ・トラック ・無人防除機 ・暖房機 ・自動カーテン <その他> ・生産管理の向上による高品質・安定生産 ・環境制御技術の導入 ・調製作業の機械化	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
施設野菜 いちご	<経営面積> 施設 30a <作付面積> 高設 20a 土耕 10a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 0.8人	<資本装備> ・ビニールハウス ・育苗ハウス ・作業場 ・高設培地システム ・空中採苗システム ・暖房機 ・管理機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・トラクター ・1トントラック ・軽トラック ・短日夜冷装置 ・炭酸ガス発生装置 <その他> ・直売と市場出荷の併用	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の 締結	・家族家経営 協定の締結 に基づく休 日制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保	施設野菜 いちご	<経営面積> 施設 40a <作付面積> 高設 30a 土耕 10a <労働力> 家族 2.5人 給与受給者（短時間） 0.8人	<資本装備> ・ビニールハウス ・育苗ハウス ・作業場 ・高設培地システム ・空中採苗システム ・暖房機 ・管理機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・トラクタ ・1トントラック ・軽トラック ・短日夜冷装置 ・炭酸ガス発生装置 <その他> ・直売と市場出荷の併用	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の 締結	・家族家経営 協定の締結 に基づく休 日制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保
カーネーション 専作経営	<経営面積> カーネーション 40a <作付面積> ガラス温室 40a <労働力> 家族 1.0人 給与受給者 （短時間） 2.0人	<資本装備> ・動力噴霧器 ・トラクター ・管理機 ・トラック ・収穫車 <その他> ・作型の組合せによる高品質・ 安定生産 ・セル成型苗の利用 ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定 の締結	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保	カーネーション 専作経営	<経営面積> カーネーション 40a <作付面積> ガラス温室 40a <労働力> 家族 1.0人 給与受給者 （短時間） 2.0人	<資本装備> ・動力噴霧器 ・トラクタ ・管理機 ・トラック ・収穫車 <その他> ・作型の組合せによる高品質・ 安定生産 ・セル成型苗の利用 ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定 の締結	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保
露地野菜 主体経営	<経営面積> カリフラワー 1.2ha 水稻 10ha <労働力> 家族 2.0人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・トラクター ・動力噴霧器 ・トラック ・管理機 ・土壌消毒機 <その他> ・セル式型苗の利用 ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定 の締結	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保 ・共選共販体 制の整備 ・苗生産の委 託	露地野菜 専作経営	<経営面積> カリフラワー 4.5ha <労働力> 家族 2.0人 給与受給者 （短時間） 1.0人	<資本装備> ・トラクター ・動力噴霧器 ・トラック ・管理機 ・土壌消毒機 <その他> ・セル式型苗の利用 ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定 の締結	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保 ・共選共販体 制の整備 ・苗生産の委 託

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
露地野菜 輪作経営	<経営面積> 2.0ha ※内訳 ネギ 1.2ha ハウレンソウ 0.8ha <労働力> 家族 1.0人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・トラクター ・動力噴霧器 ・トラック ・管理機 ・播種機 ・土壌消毒機 ・ネギ皮むき機 ・ネギ移植機 <その他> ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 導入	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保 ・共選共販体 制の整備
水稻主体 作業受託 主 体 型	<経営面積> （経営受託面積） 水稻 <u>25</u> ha （作業受託面積） 延べ <u>9</u> ha ※内訳 耕起・代かき <u>3</u> ha 田植 <u>3</u> ha 収穫 <u>3</u> ha <労働力> 家族 1.0人 給与受給者（短時間） 2.0人	<資本装備> （大・中型機械化体系） ・トラクター（ <u>60</u> ps） 1台 ・ "（ <u>50</u> ps） 1台 ・田植機（施肥6条） 2台 ・自脱型コンバイン（5条） 1台 <その他> ・地域営農システムの導入 ・水田の面的集積 ・省力施肥法の導入	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 導入	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間）の 安定確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
露地野菜 輪作経営	<経営面積> 2.0ha ※内訳 ネギ 1.2ha ハウレンソウ 0.8ha <労働力> 家族 1.0人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> ・トラクタ ・動力噴霧器 ・トラック ・管理機 ・播種機 ・土壌消毒機 ・ネギ皮むき機 ・ネギ移植機 <その他> ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 導入	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間） の安定確保 ・共選共販体 制の整備
水稻主体 作業受託 主 体 型	<経営面積> （経営受託面積） 15 ha ※内訳 水稻 <u>15</u> ha （作業受託面積） 延べ <u>39</u> ha ※内訳 耕起・代かき <u>12</u> ha 田植 <u>12</u> ha 収穫 <u>15</u> ha <労働力> 家族 1.0人 給与受給者（短時間） 1.0人	<資本装備> （大・中型機械化体系） ・トラクター（ <u>32</u> ps） 1台 ・ "（ <u>45</u> ps） 1台 ・田植機（施肥6条） 2台 ・自脱型コンバイン（5条） 1台 <その他> ・地域営農システムの導入 ・水田の面的集積 ・省力施肥法の導入	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 導入	・家族経営協 定の締結に 基づく休日 制の導入 ・給与受給者 （短時間）の 安定確保

〔ステップアップ経営〕					〔ステップアップ経営〕				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
水稻主体 作業受託 主 体 型	<経営面積> (経営受託面積) 水稻 35 ha (作業受託面積) 延べ 12 ha ※内訳 耕起・代掻き 4 ha 田植 4 ha 収穫 4 ha <労働力> 経営者 1.0人 給与受給者 2.0人 給与受給者(短時間) 3.0人	<資本装備> (大・中型機械化体系) ・トラクター (60 PS) 2台 ・ 〃 (50 PS) 1 台 ・田植機(施肥6条) 3台 ・自脱型コンバイン(5条) 2台 <その他> ・地域営農システムの導入 ・水田の面的集積 ・省力施肥法の導入	・管理会計の導入 ・家族経営協定の導入	・家族経営協定の締結に基づく休日 制の導入 ・給与受給者(短時間) の安定確保	水稻主体 作業受託 主 体 型	<経営面積> (経営受託面積) 30 ha ※内訳 水稻 30 ha (作業受託面積) 延べ 115 ha ※内訳 耕起・代掻き 35 ha 田植 35 ha 収穫 45 ha <労働力> 経営者 1.0人 給与受給者 2.0人 給与受給者(短時間) 3.0人	<資本装備> (大・中型機械化体系) ・トラクター (32 PS) 2台 ・ 〃 (45 PS) 2 台 ・田植機(施肥6条) 3台 ・自脱型コンバイン(5条) 2台 <その他> ・地域営農システムの導入 ・水田の面的集積 ・省力施肥法の導入	・管理会計の導入 ・家族経営協定の導入	・家族経営協定の締結に基づく休日 制の導入 ・給与受給者(短時間) の安定確保
(2) 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標					(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標				
〔個別経営体〕					〔個別経営体〕				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
(削除)					施設野菜 いちご	<経営面積> 畑 18.5a <作付面積> イチゴ 16a <労働力> 家族 1.0人 給与受給者 (短時間) 2.0人	<資本装備> ・鉄骨ビニルハウス ・育苗ハウス ・作業場 ・空中採苗システム ・温風暖房機 ・予冷库 ・動力噴霧器 ・軽トラック <その他> ・直売と市場出荷の併用	・規模拡大を目指 した経営分析 の実施	・作業労力の 分散 ・雇用の導入
水 稲 露地野菜 複合経営	<経営面積> (経営受託面積) 10ha ※内訳 水稻 10ha 畑 0.6ha ※内訳 ネギ 0.3ha ダイコン 0.3ha <労働力> 経営者 1.0人 給与受給者 (短時間) 2.0人	<資本装備> ・トラクター(34PS) ・田植機(施肥6条) ・自脱型コンバイン(4条) ・動力噴霧器 ・トラック ・管理機 ・播種機 ・土壌消毒機 ・ネギ移植機 <その他> ・地域営農システムの導入 ・水田の面的集積 ・省力施肥法の導入 ・機械化効率を考えたほ場の 団地化	・規模拡大を目指 した経営分析 の実施 ・ネギの出荷調製 の委託	・作業労力の 分散 ・雇用の導入	(新設)				